産業立地條件調査

〜その必要なわけと効果について〜

土地代がやすく、電力や工業用水、資源そして労働力などが豊富で、しかも港灣や鉄道などが整備されていて製品が運ばれやすいところ……

新しく工場をたてようとする企業家はこんな場所を探そうとするでしょう。

しかし、日本国中をさがして、こんな立地條件にめぐまれた地点を見つけ出すのは大へんな無駄と手間のかゝることです。

また、国としても、いたづらに工場が一つの地域に集中して、輸送や工業用水が窮屈になつてきているのに地方では、有効な資源がいつまでも遊んだまゝになつていることは望ましいことではありません。

「望ましい地域に、望ましい型の工業を」

この狭い国土の日本で、工業生産を存分にばしてのゆくためには、ぜひとも、その生産活動の舞台にふさわしい場所を選ぶことが必要なわけです。

そのためには立地條件について、かたよらない調査資料を使つて、その産業のタイプに合つた適地をえらぶことです。

アメリヤや、イギリスでは、政府の中にこういう情報センターがあり、企業家の便利をはかつております

産業立地條件調査ということはこうした事がらを調べて通産省の台張にこれをのせることなのです。

ことし調査の予備地区に指定されました当地区も、この秋までにまとまる管内各町村の立地條件調査の結果によつて、よく相談たし上でその地区の範囲をきめることになりますが、いづれにせよ留萌市一市だけの問題でなく、開発のおくれている沿岸町村とは手をたづさえて、この地域の振興をはかることが必要でありますので、このことは慎重に検討されることになるでしょう。

通産省では、昭和三十三年度に約三千人の専門家の人たちの協力をえて、全国五十六ヵ所の工業地区について詳細な立地條件調査を行いました。

(1) これらの地区についてはどんな用地が何坪あつて大体どの位の値段がしているか。

(2) 工業用水はどの位のコストで、どれだけとれるか。

(3) 鉄道、港灣、道路の輸送状況はどうなつているか。

(4) 地盤の地耐力や地質は実際どんなものか。

(5) 修理工場はどんな種類のものが、どの程度あるか。

(6) そのほか、住宅事情や教育機関はどのように整備されているか。

およそ工場用地選定の際に知つておかなければならない基礎的なことからの資料がこれで整備されたわけです。

留萌市も今年は工業用水調査をはじめダム調査、それにこの産業立地條件調査の予備調査など七十万円の予算で、基本的な事がらを調べることになつておりますが、この結果によつて将来の市勢方向を決定する基礎的な事柄が、はつきりしてくるものと期待しています。

議長、副議長きまる

今月十、十一日に行われた臨時市議会で議長副議長をはじめ各常任委員や議会選出監査委員が左のとおりきまりました。

議長　大和　信正
副議長　近藤　新治
総務常任委員長　黒江貞之助
〃副委員長　佐藤　孫吉
民生常任委員長　深瀬　重一
〃副委員長　益田　正
経済常任委員長　尾田　三郎
〃副委員長　山岸　与作
建設常任委員長　村上　勇
〃副委員長　加地　民蔵
監査委員　堀田　文輔

新農村建設事業と部落活動

新農山漁村建設総合対策事業は、（「新しい村づくり」ともよばれている）農民みずからの考えをもとにして、青年や婦人のもりあがる活動によつて、農業の生産を安定させることがネライであり、それによつて農民の地位の向上を期待し明るく住よい農村を農民自身の手でつくりあげてゆこうと云う考えにたつているわけでありますが、これはやはり村の中のひとつひとつの部落を中心にして、はじめていかなければならないわけでその点から考えても「新しい村づくり」をおしすすめてゆく地域の母胎はあくまで村落であり、その活動のあり方によつて「村づくり」を立派におしすすめていけるかどうかきまることになります。

そこで留萌市農山漁村振興計画推進協議会では、去る十四日農村部会を開催し当面の農村に横たわる諸課題について協議すると同時に、今後この事業を如何にしておしすすめたらよいかということを色々な角度から討議した結果、村づくりは部落づくりであり、更に部落づくりは家づくりからというモットウのもとに、部落懇談会を開催し、次の四地域よりなる地区農業振興協議会が誕生した。

この地区協議会は、その地域にある農事実行組合の連合体組織の性格をもち、現在ある農事実行組合を集団生産活動を行う体整組織に切替へ、組合長はじめ生産部、経営部、婦人部、青年部の代表五人と、その地域にある目的機能集団の代表及学識経験者よりなり、区域内の農業振興計画に関する諸調査、振興上の研究振興計画の樹立及推進等を事業目的として、各々協議会規約が定められ、漸定的な役員として会長副会長が次の通り選任されました。

留萌地区農業振興協議会
会長　赤間態之助
副会長　安田　四郎
藤山地区農業振興協議会
会長　谷本　治作
副会長　山田　武
幌糠地区農業振興協議会
会長　岩腰　義三
副会長　桐越留太郎
峠下地区農業振興協議会
会長　馬狩　乘雄
副会長　大村　忠一

この地区協議会が中心となつて、今後農事組合の整備強化を積極的におしすすめる一方、農漁村の収入をふやすことをはかることを基礎とした、五ヶ年後に於ける目標に対し、現在の実態から振興をはゞんでいる原因と、その原因をとりのぞく方法を調べる、いわゆる基礎調査を戸別に調べることになりました。

農家の皆さん
経営と生活のしかたは家族みんなで考えよう！
農業経営には十分な計画を

分收造林のはなし

土地の所有者と造林者の共同の利益となる

1

××××××××

分收造林のすすめ

造林をすれば立派な林になる土地をもつていながら、そんな土地を遊ばせておいたり、自然のまゝにほおつておくことは持ち主にとつてはもちろん、市や國にとつてもたいへんな損失です。

2

また、お金や勞力があつて造林したいと思つても、土地がないために造林できない人はありませんか。造林は、木材を増産して私たちの生活を豊にするためにも、大切な仕事ですから少しでもお金に余裕があつたり、余つている勞力があつたらそれを造林に役立てるようにしたいものです。

3

土地をもつている人は土地を
お金をもつている人はお金を
勞力をもつている人は勞力を

というように、おたがいにもつているものを出しあえば立派な造林ができる筈です。

政府ではこのような造林をしや、くするために、昨年四月に「分收造林特別措置法」という法律を出して、皆さんの希望に應じて知事に契約のお世話をして頂くことにしています。

これが分收造林のねらいです。

××××××××

分收造林のしかた

お金や勞力をもつている人が土地の持ち主との間に契約を結んで造林し、やがてその林が立派に育つて伐採できるようになつたときにそれを売りはらつて、その收入を土地の持ち主とお金や勞力を出した人との間で分けあうのですが、その割合は、標準として

土地所有者　$\frac{4}{10}$
（北海道では　$\frac{3}{10}$）
造林者　$\frac{6}{10}$
（北海道では　$\frac{7}{10}$）

位と思えばまちがいがないでしょう。

以上は分收造林のあらましですが、くわしいことは市役所経済課か、支廳の林務課についてお尋ね下さるよう望みます。

★　★

豊かな国土
生き生きと
郷土はのびる緑から
緑の山々

新入學兒童の安全交通

〜學校の行き歸りはこのようにして〜

四月一日から新して小学校や幼稚園に入るお子さんをお持ちのご家庭では、かわいゝお子さんの元氣な姿に、さぞお喜びのことでしよう。

しかしまた一方では通学の途中で交通事故にあわないかどうかとご心配のこともおありと思います。

交通事故は毎年ふえる一方ですから、とくに次のことがらについてお子さんの注意をお教え願いたいと思います。

○右がわをあるくこと。
○信号や整理員のさしずを守ること。
○車のすぐうしろや、前を横ぎらないこと。
○道路で遊ばないこと。
○道路を横切るときは、右や左をよくみること
○できるだけ、上級生といつしよにあるくこと

写眞は交通整理に協力の中學生

ことしもまた北洋へ

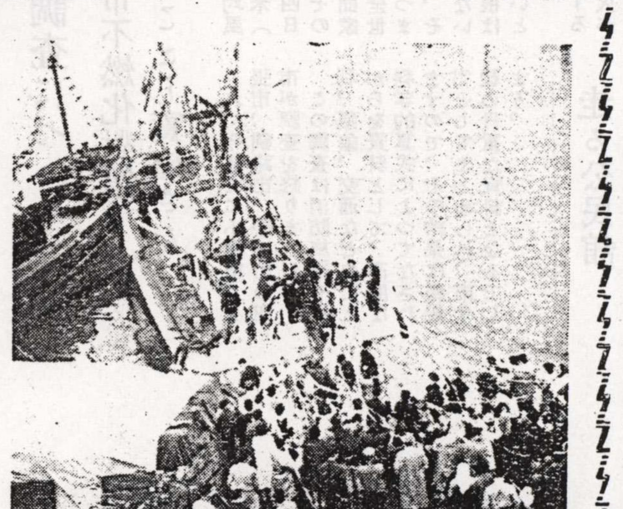

こゝ三年間、留萌市から北洋鮭、鱒漁業へ出漁した獨航船は次の通りですが、今年はこの外にフイシユミール加工船体の獨航船として第三大興丸（戸田清氏）と第五都丸（高野良治氏）の二船が、加わることになり、この船は去る四月十日留萌港から雄躍出漁いたしました。

無事に天候に恵まれて大漁してお帰りになられることを市民全部が祈つております。

船名	船主名	屯数	所屬船団
第七東吉丸	吉田　平作	七三、六八	北海道漁業公社
第二寶生丸	加地　民蔵	六五、四七	極洋捕鯨
第八豊国丸	豊国水産株式会社	五九、一〇	丸は大洋漁業
第七福神丸	小澤水産株式会社	八四、九四	日魯漁業
福神丸	小澤水産株式会社	七四、七五	仝

写眞は留萌港を出航の獨航船を送る人々

蚊とはえのいない生活運動

一春の清掃美化運動一

5月10日〜〜
5月20日

「健康な生活はまず環境の改善から」

「みんなの力で蚊とはえをなくしましよう」

この二つのスローガンはこの五月十日から二十日間にわたり展開される「留萌市春の清掃美化運動」の目標です。

蚊やはえのいない街、ねずみのいない部落!!

この住みよい生活はどなたでも望んでおられることですが、誰れかゞやつてくれるだろうと思つて、他人ごとに考えられている間はとうてい、この美化運動は実現されません。

どうぞ今年は、御近所の方々で御相談し合つて、是非実現したいと思います。

この期間の主な行事

▼家屋内外の清掃
▲塵芥箱、厨芥箱、便所汲取口蓋などの修理
▼はえや蚊の発生するもとをなくする、防疫剤のさん布
▼毎日十分間の清掃

★春の大掃除のお知らせ巡視日程

巡視予定日	區域
六月　一日	大町、港町
二日	幸町、壽町
三日	本町、明元町
四日	錦町、旭町
五日	沖見町、見晴町
六日	宮園町
八日	開運町、末広町
九日	栄町、船場町
十日	元町、千鳥町、五十嵐町、高砂町
十一日	南町、千鳥町、住之江町、花園町

し尿汲取りの遅れについて

一昨年九月より動いておりました市直營のし尿車は古くなりましたので、今年新車を購入して皆様方の御要望に應える事になりましたが、四月末に入る予定の車がいろ〳〵の都合によりまして、六月十日過ぎになります。

多期間から引続き、皆様に御不便をかけて、誠に申し譯御座いませんが、いま暫らく御辛抱下さるようお願致します。

区分	一般家庭	地区組織團体	青年婦人團体	学童	職域
実施項目	●家の中の清掃 1 物置、むろなどの清掃 2 たたみ、寝具、衣類のかんそう日光消毒 3 台所の清潔せいとん 4 窓あけ、床下かん気口をあける 5 ねずみ、昆蟲驅除と發生源の除去 ●外（家のまわり）の清掃 1 ごみ箱の修理と整備 2 流しじりの清掃と補修 3 便所くみとり口、窓の改善 4 下水溝の清掃 5 畜舍納屋の清掃 6 食品加工業者の清掃 7 清掃後に花づくり	●右表の目標事項は各会、団体事業の重要項目の中にとり入れる 1 地区の條件を考えて、月一回、又は二回の清掃日をつくること 2 地区内の環境を点檢して改善を図ること 3 薬剤（DDT）の一括購入散布 4 座談会等の開催	●1 相互共同社会建設を目標として各種事業計画の重要項目の一つにとり入れ統一実践する 2 青年婦人が中心となり、地域の學童班の育成をたすけてその実践指導を行うことが望ましい 3 月毎に一回位清掃日を設け地区内學童、青年団と一致して慣習化するようにする 4 蚊、はえ、ねずみ退治の座談会映画会、実際研究の場をつくること 5 毎朝十分間清掃運動には、卒先して地区内の実行の道をひらくこと	●校舎内外の清掃 1 各級分担による毎月清掃 2 衛生に関する機關の設置擴充 ●家庭の清掃 1 地域毎に兒童班をつくる 2 主婦、青年とともに毎日清掃 3 毎月の清掃日をつくる	●職場の清潔整とんと周邊の綠化 1 食堂、集合所等の清掃 2 手洗設備の設置と手洗の勵行 3 工場作業場の天井、窓、壁の清掃 4 採光かん氣の改善 5 職場大掃除の完全実施 6 清掃後に花づくり
方法	●今が清掃の一番大事なときです ●うすぐらいところには必ず蚊がかくれ、ねずみの巣があるものです ●物置、むろ、天井、床下は、この機会に、すつかり掃除し、できれば薬剤をまいておくこと ●できれば日をきめ、家族分担で実施することです ●ごみは必ずごみ箱に入れること ●ごみ箱には魚のはらわたとかざつばを入れないこと ●台所から出るざつぱは別の箱をつくる ●便所の窓には金網を張りくみとり口はいつも光の入らぬよう閉めておくこと ●街路下水溝の清掃は、地区衛生委員の音頭で、近所一齊に実施すること ●集団の寮では責任者の指示で行うこと	●団体獨自な計画により、一番かんたんなものから一歩〳〵（きつていく ●毎朝十分間清掃をてはじめに一齊清掃に重点をおくことが望ましい ●座談会など開く場合、出席の通知あり次第參上します ●できれば、はえの驅除方法について実際に研究の希望がある場合は、担当者を派遣します	●この問題は、ただ單に関係機関から依頼されたということでなしに、それぞれ地区内の重要な問題として獨自に計画協議し、市の方針に併行するということです ●母さんや姉さんや兄さん方がやれば僕がやるし、僕が先にやれば母さん姉さん、兄さん、父さんまで一諸に協力してくれる、という自然の慣習化にもつて行くようにする ●清掃、台所の整備は、婦人でありこの大きな協力は青年である。従つて婦人、青年の方々の働きが社会全体に及ぼす大きな原動力ともなるので、打合会、改善会を数多く行い必要に應じ市保健所等に出席方通知をうければ參上します	●各學校の自治会や分科会の校外行事の中にとり入れる ●この行事の進め方は主管教諭の助言と指導が必要です ●本運動のねらいは、学童にウエイトを加えることでなく、幼き心のきれいな動きを社会に反えいさせるということです	●職域の清潔整とんと周邊の綠化は健康で明るい能率的な職域を築くことができる ●手洗設備は予防上必らず設けること ●職場前の下水溝は、全員で清掃すること ●この機会に採光、かん気、道具、机などの配置改善の協議をすること ●職域周邊の綠化花つくりを計画実施すること

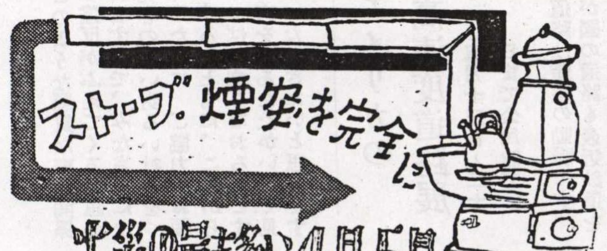
ストーブ煙突を完全に
火災の最も多い4月.5月

病院にかゝる前に被保険者証を

〜国民健康保険の受診証は廃止されました〜

ことしの一月一日から、今まであつた國民健康保険法が全部改正されて、新しくなりましたが、この改正によつて今まで使用されてきた「國民健康保険受診証」が「國民健康保険被保険者証」に變りましたので、現在病院や歯科醫院にかゝつている方は、古い「受診証」とこの新しい「被保険者証」ととりかえて下さい。

今までの受診証はこれからは通用致しませんからご注意下さい。

なお、この機会に被保険者である皆さんが、国保を利用されるに當つて知つていたゞきたいことがらを次に記して國保事業に対する皆さんのご理解とご協力をおねがいしたいと思います

一、國民健康保険は、強制加入です。たゞし一般に社会保険といわれている健康保険船員保険、日雇勞働者健康保険、國民健康保険組合などに加入している方は除かれます。

二、新しく国保の被保険者の資格を得た人、または被保険者の資格を失つた人があるときは、その世帯主は、十日以内にこれを届出しなければなりませんし、その届出をおこたつたり、またはウソの届出をした場合は二千円以下の過料が科せられます。

三、同じ病氣やケガで療養の給付（半額市で負担）を受けられる期間は、三年に限られています。

四、今までは、市と診療協定をむすんでいる病院、歯科醫院でなければ国保を利用することができませんでしたが、法律の改正によつて道内であればどこの病院、歯科醫院にかゝつても原則として被保険者証を持つていれば国保がきくことになりました。それで今までですと被保険者証を持たないで病院にかかつた場合、その患者が支払つた全額領收証によつて半額をいわゆる療養費払としてお返ししていましたがこれからは、被保険者証を持たないで旅行中に急病で病院にかかつた場合のように余程の事情がない限り半額払いもどしは認められませんから御注意下さい。

五、ハリキユウ、アンマは国保がきゝません。また骨つぎの場合は専門醫の同意書が必要です。

六、各届出用紙や申請書用紙は市厚生課に印刷してありますから、何時でもお出下さい。

七、被保険者証に記入した氏名、その他に、もしまちがいがありましたら、すぐお知らせ下さい。

新しい「畜犬取締及び野犬掃とう條例」が制定された

〜犬の放し飼いは處罰される〜

新しい「畜犬取締及び野犬掃とう條例」が四月一日から実施されました。その主なる内容を次にご紹介します。

一、畜犬（飼犬のこと）は、次の方法で常にけい留しておかなければなりませんし、また飼う場所には、一定の表示をしておかなければなりません。

もしこれに違反したときは拘留または科料に処せられます。

(1) 畜犬が道を通る人にさわれないようにしておくこと。

(2) へいなどの中に呼りんをつけて飼主に知らせる装置のない場合は、そのへいなどの中を通る人にさわれないようにしておくこと

(3) (1)(2)のいずれにもよることができない場合はかみつくことを防ぐための口輪をつけさせておくこと。

二、右の例外として次のような場合は常時けい留しておかないことができます

(1) 警察犬、狩りよう犬などをその目的のために使用するとき。

(2) 人や家畜に危害を加えるおそれのない場所方法で畜犬を訓練したりするとき。

(3) 盲導または運搬の目的で使用するとき

(4) 曲藝展覧会競技会などの催し物に出場させるとき。

(5) 特に市長の許可を受けたとき。

三、畜犬が人家畜その他に害を加えたときは、その飼主は、すみやかにそのことを市長にとどけ出なければなりません。若しこれに違反したときは拘留または科料に処せられます。

四、人家畜その他が犬（畜犬にかぎりません）によつて被害を受けたときは、その被害者は、すみやかにそのことを市長にとどけ出なければなりません。

五、人家畜その他に害を加えた畜犬の飼主に対して市長は、殺処分その他必要な措置をとることを命ずることができます。この措置命令に従わない者は、一万円以下の罰金、拘留、または科料に処せられます。

六、畜犬の取締について必要な場合は、市長は吏員に立入調査を命ずることができます。正當な理由がなくてこの立入調査を拒んだり妨げなどしたときは、拘留、または科料に処せられます。

今回制定された新しい條例の主なる内容は、右に申し上げたとおりでありますが、今までの條例になかつた、罰則が設けられてかなり強いものになつていますが、飼主の自覚と一般市民の方々のご協力によつて犬による被害を無くいたしたいものです。

なお三月九日から実施した野犬掃とうで三六七頭の犬を処分いたしました。

留萌港貿易實績好調

留萌港は最近二ヵ月の間にラワン材二隻の揚荷や、今月十九頃には紙パルプの船積みなど貿易港として活潑な動きをみせています。

ことし一月から四月までゞすでにその実績は輸入が二億五千二百万円で昨年同期に比べ七、七八倍にもふえ、また輸出では今まではありませんでしたが、今度の紙パルプの積出しをかわきりにあとも引き続き行わる見とうしもあつて、毎年心配されていた貿易港維持の事柄も安心できるようになりました。

われらの道路はわれらの手で